

介護サービス事業者の業務管理体制整備について

1 概 要

介護保険法第 115 条の 32 により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

令和 3 年度より中核市については届出先が市の介護保険担当課になりました。

○ 事業者が整備する業務管理体制

事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
業務管理体制整備の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（以下「法令遵守責任者」といいます。）の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
		業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」といいます。）の整備	法令遵守規程の整備
			業務執行の状況の監査を定期的実施

注）「事業所等の数」について

介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所（※）は除きます。

※ みなし事業所……病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

2 届出が必要となる事由

（１）業務管理体制の整備に関して届け出る場合（様式第 1 号）

⇒事業者（法人）として、初めて事業所を立ち上げ、介護サービスを開始する場合

（２）事業所等の指定等により事業展開地域が変わり届出先区分の変更が生じた場合（様式第 1 号）

※下記「○ 届出書の提出先及び提出部数」参照

(3) 届出事項に変更があった場合（様式第2号）

⇒法令順守責任者の変更があった場合、法人が廃止となる場合等

○ 届出書の提出先及び提出部数

区 分		提 出 先	提出部 数
1 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者			
	(1)事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	1 部
	(2)事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 (主たる事務所が本県内に所在する場合は <u>長野県健康福祉部介護支援課</u>)	1 部
2 全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く		<u>中核市の長</u>	1 部
3 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者		市町村長	1 部
4 1、2及び3以外の事業者			
	(1) 県内に事業所を有し、主たる事務所の所在地が県内にある介護サービス事業者	長野県知事 (主たる事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所)	2 部
	(2) 県内に事業所を有し、主たる事務所の所在地が県外にある介護サービス事業者	長野県知事 (<u>健康福祉部介護支援課</u>)	1 部

介護サービス情報の公表制度について

1 趣旨

この制度は、介護サービスの利用者・家族が、公表されたサービス事業者の情報を比較検討し、適切な事業者を評価・選択すること及び事業所の努力を適切に評価され選択されることへの支援を目的としています。

対象事業者には、サービス内容や運営状況など、利用者の選択に資する情報を公開することが義務づけられています。

2 概要

(1) 報告・公表

ア 指定情報公表センター（社会福祉法人長野県社会福祉協議会 以下「公表センター」という。）は、随時対象となる事業所へ報告に必要なID、パスワードを記載した通知を送付

イ 事業所は、送付された通知に従い期日までに報告

ウ 公表センターは、報告された内容を審査し、国の公表システムで公開

○ 報告（公表）対象事業所 別紙1 参照

○ 公表内容 基本情報・・・事業所に関する基本事項
（名称、所在地、従業員の状況等）
運営情報・・・事業所運営に関する事項
（サービス提供マニュアル、従業員への研修・教育体制、苦情処理等）

○ 平成27年7月から、上記の公表内容に加え、事業所の基本情報として、従業員の資質向上に向けた取組（従業員の教育訓練のための制度や研修等）の公表が可能となっています。
また、任意で事業所の勤務時間や賃金体系、福利厚生等の状況等も公表できますので、介護人材確保の方策の一環として、積極的な活用をお願いします。

(2) 調査

新規事業所を中心に県が必要に応じ調査を実施

3 未報告事業者への対応

期限までに介護サービス情報の報告を行わない事業者については、事業所名等を公表することがあります。

【参考】

介護サービス情報の未報告、虚偽報告及び調査拒否等があった場合、知事は、報告を行うことや、内容の是正などの改善命令ができる。

この命令に従わない場合は、指定（許可）の取消し、指定（許可）の効力を停止することができる。（介護保険法115条の35）

報告対象事業所は、必ず報告をお願いします。

調査票 グループ	No.	コード	サービス名称	一体 報告	区分
1	1	110	訪問介護		○
	2	710	夜間対応型訪問介護		○
	3	760	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○
2	4	120	訪問入浴介護	※	○
	5	620	介護予防訪問入浴介護		○
3	6	130	訪問看護	※	○
	7	630	介護予防訪問看護		○
	8	770	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)		○
4	9	140	訪問リハビリテーション	※	○
	10	640	介護予防訪問リハビリテーション		○
5	11	170	福祉用具貸与	※	○
	12	670	介護予防福祉用具貸与		○
	13	410	特定福祉用具販売	※	○
	14	440	特定介護予防福祉用具販売		○
6	15	150	通所介護		○
	16	780	地域密着型通所介護		○
	17	720	認知症対応型通所介護	※	○
	18	740	介護予防認知症対応型通所介護		○
	19	155	療養通所介護		○
7	20	730	小規模多機能型居宅介護	※	○
	21	750	介護予防小規模多機能型居宅介護		○
8	22	160	通所リハビリテーション	※	○
	23	660	介護予防通所リハビリテーション		○
9	24	320	認知症対応型共同生活介護	※	○
	25	370	介護予防認知症対応型共同生活介護		○
10	26	331	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	※	●
	27	351	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)		●
	28	361	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)		●
	29	335	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	※	●
	30	355	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)		●
11	31	332	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	※	●
	32	352	介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)		●
	33	362	地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)		●
	34	336	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	※	●
	35	356	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)		●
12	36	334	特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)	※	●
	37	354	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)		●
	38	364	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)		●
	39	337	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)	※	●
	40	357	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)		●
13	41	510	介護老人福祉施設		●
	42	210	短期入所生活介護	※	●
	43	240	介護予防短期入所生活介護		●
	44	540	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		●
14	45	520	介護老人保健施設		●
	46	220	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	※	●
	47	250	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)		●
15	51	430	居宅介護支援		○
16	52	550	介護医療院		●
	53	551	短期入所療養介護(介護医療院)	※	●
	54	552	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)		●

一体報告※印について…主サービス報告時に一体的に介護予防サービスも報告可能なもの。

令和6年10月1日～令和7年9月30日の間に
介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える皆様へ

介護支援専門員更新手続きについて

研修修了後に忘れずに介護支援専門員証の更新申請を行ってください

研修を受講しただけでは、更新申請を行ったことになりません。更新手続き期間内に介護支援課に申請書が提出されない場合は原則として更新をすることができませんので、ご注意ください。

その場合、介護支援専門員証は失効し、翌年度以降再研修を受講しなければ、交付は受けられません。

※ また、新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務を行っていた場合は登録の消除となる場合があります。

更新申請受付期間

更新申請受付期間
有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで
例：令和7年4月 10 日が有効期間満了日の場合は、 令和7年2月 11 日～令和7年3月 10 日までが提出期間です。
<u>※ただし、令和7年3月に有効期間満了日を迎える方が多いため、3月に満了する方は、令和6年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、ご協力をお願いします。</u>

下記の「更新申請の手続きについて」をご確認いただき、健康福祉部介護支援課へ受付期間内に申請書類を簡易書留で提出してください。

原則として、上記期間内に更新申請を行ってください。

更新申請受付期間終了までに研修が終了しない場合及びその他の事由により更新申請受付期間を過ぎてから申請をする場合には、健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当まで連絡の上、速やかに更新申請を行ってください。

専門員証の有効期間満了日を過ぎている、又は申請書類の提出日から専門員証の有効期間満了日まで日数が少ない場合等には、適切に更新研修を修了していたとしても更新申請を受理することができませんのでご注意ください。

有効期間が更新された新しい介護支援専門員証は、有効期間の満了日までに、現住所に郵送する予定です。

(必ず手元に介護支援専門員証の写しを保管して置いてください。)

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新申請期間
令和 6 年 8 月 1 日 ～ 令和 6 年 8 月 31 日	令和 6 年 6 月 11 日 ～ 令和 6 年 7 月 10 日
令和 6 年 9 月 1 日 ～ 令和 6 年 9 月 30 日	令和 6 年 7 月 11 日 ～ 令和 6 年 8 月 10 日
令和 6 年 10 月 1 日 ～ 令和 6 年 10 月 31 日	令和 6 年 8 月 11 日 ～ 令和 6 年 9 月 10 日
令和 6 年 11 月 1 日 ～ 令和 6 年 11 月 30 日	令和 6 年 9 月 11 日 ～ 令和 6 年 10 月 10 日
令和 6 年 12 月 1 日 ～ 令和 6 年 12 月 31 日	令和 6 年 10 月 11 日 ～ 令和 6 年 11 月 10 日
令和 7 年 1 月 1 日 ～ 令和 7 年 1 月 31 日	令和 6 年 11 月 11 日 ～ 令和 6 年 12 月 10 日
令和 7 年 2 月 1 日 ～ 令和 7 年 2 月 28 日	令和 6 年 12 月 11 日 ～ 令和 7 年 1 月 10 日
令和 7 年 3 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日	令和 6 年 12 月 1 日 ～ 令和 7 年 2 月 10 日 ※申請予定者多数のため、令和 6 年 12 月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、ご協力をお願いします。
令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 4 月 30 日	令和 7 年 2 月 11 日 ～ 令和 7 年 3 月 10 日
令和 7 年 5 月 1 日 ～ 令和 7 年 5 月 31 日	令和 7 年 3 月 11 日 ～ 令和 7 年 4 月 10 日
令和 7 年 6 月 1 日 ～ 令和 7 年 6 月 30 日	令和 7 年 4 月 11 日 ～ 令和 7 年 5 月 10 日
令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 5 月 11 日 ～ 令和 7 年 6 月 10 日
令和 7 年 8 月 1 日 ～ 令和 7 年 8 月 31 日	令和 7 年 6 月 11 日 ～ 令和 7 年 7 月 10 日
令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日	令和 7 年 7 月 11 日 ～ 令和 7 年 8 月 10 日

更新研修を受講せず、更新をしない場合の手続きについて

現在お持ちの介護支援専門員証は失効します。失効した介護支援専門員証は県に返納しなければなりません。

更新研修を受講せず更新申請をしない場合は、次の書類を有効期間満了後 10 日以内に介護支援課あてに郵送してください。

- 1 介護支援専門員証返納について(参考様式)
- 2 介護支援専門員証の原本

提出前に必ず確認！

更新申請の手続きについて

☆下記の書類を健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当あてに **簡易書留** で郵送してください。

☆提出書類は**角2封筒に入れ**、封筒の表面に「**介護支援専門員更新申請**」と**朱書き**してください。

確認欄	更新のみ	更新+住所変更	更新+氏名変更	更新+住所・氏名変更	提出書類	留意点
	○	○	○	○	(様式第8号)介護支援専門員証更新申請書	記載例を確認のうえ、必要事項を記入してください。
	○	○	○	○	長野県収入証紙 2,700 円分	収入印紙と間違えないようご注意ください。
	○	○	○	○	介護支援専門員証の <u>原本</u>	※写しを手元に保管しておいてください。 (新しい介護支援専門員証は、有効期間満了日に発送します。)
	○	○	○	○	写真2枚	縦 3.0cm×横 2.4cm で顔のサイズが 2cm 程度のものをご用意ください。 ※ 写真は、小袋に入れるなどしてから封筒に入れてください。 1枚は申請書に貼り付け、もう1枚は写真の裏面に氏名、介護支援専門員登録番号を記入して封筒に同封してください。
	○	○	○	○	介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ、又は主任介護支援専門員更新研修の修了証の <u>写し</u>	<u>介護支援専門員更新研修(有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に修了したもの)、</u> <u>介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ(有効期間内に修了したもの)</u> ※Ⅰのみでは不可。ただし、2回目以降の更新の場合はⅡのみで可。 <u>主任介護支援専門員更新研修(有効期間内に修了したもの)</u> ※ 上記の研修を修了していなければ、更新できません。

＜住所、氏名に変更がある場合のみ＞						
確認欄	更新のみ	更新+住所変更	更新+氏名変更	更新+住所・氏名変更	提出書類	留意点
	不要	○	○	○	(様式第5号)介護支援専門員資格登録簿登録事項変更届出書兼書換交付申請書	更新申請書と同時に申請できます。 その場合、書換交付に係る収入証紙 1700 円分と写真 2 枚の添付は不要です。 (更新申請書には収入証紙 2700 円分と写真 2 枚が必要です。)
	不要	○	不要	○	住民票	コピー不可
	不要	不要	○	○	戸籍抄本	コピー不可

(注)更新手続き中は介護支援専門員証が手元にない状態になりますので、新しい証が届くまでの間、更新申請前の介護支援専門員証の写しを各自で保管してください。

☆ 申請様式については、県のホームページに掲載します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

介護支援専門員証の更新申請等の提出先及び問い合わせ先

長野県健康福祉部介護支援課サービス係 介護支援専門員更新申請担当

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話:026-235-7121 FAX:026-235-7394

ホームページ:<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kaigo/index.html>

E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

※ 提出書類は角2封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

※ 介護支援専門員の登録事項の変更(氏名、住所)、介護支援専門員証の紛失の際の再交付、介護支援専門員の(他の都道府県への移転)登録移転については、健康福祉部介護支援課へお問い合わせ下さい。

更新についての個別通知は行いませんので、各自でご確認いただくようお願いします。

各都道府県介護保険担当課（室）
各指定都市介護保険担当課（室）
各中核市介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び
運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を
改正する省令の公布等について（通知）

計5枚（本紙を除く）

Vol. 843

令和2年6月5日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-3595-2889（内線 3936、3979）
FAX：03-3503-7894

老振発 0605 第 2 号
令和 2 年 6 月 5 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の
事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する
省令の公布等について（通知）

平成 30 年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）を改正し、平成 30 年 4 月 1 日より、居宅介護支援事業
所における管理者の要件を介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更した。その際、
令和 3 年 3 月 31 日までは、その適用を猶予するとの経過措置を設けた。

その後、社会保障審議会介護給付費分科会において、居宅介護支援事業所の人材確保の
状況に関する議論が行われ、令和元年 12 月 17 日に「居宅介護支援事業所の管理者要件等
に関する審議報告」がとりまとめられた。この審議報告を受けて、令和 2 年 6 月 5 日に指
定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人
員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年
厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところである。

改正省令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、市町村（特別
区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に
基づく技術的な助言として発出するものである。

記

第一 改正の趣旨

平成 30 年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件
について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和 3 年 3 月 31 日までとしていた
経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等や
むを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能
とするため、所要の改正を行う。

第二 改正の内容

1 管理者要件（改正省令第1条）

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

- ・ 令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書（別添）を保険者に届出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

- ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居 等
- ・ 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

2 管理者要件の適用の猶予（改正省令第2条）

令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

第三 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

別添

管理者確保のための計画書

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ	
	名称	
事業所等の名称	フリガナ	
	名称	

1. 主任介護支援専門員を管理者とすることが困難である理由

--

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 1. の理由が解消される見込み

※ 解消の見込みに係る計画内容（方法、工程等）と時期を可能な限り具体的に記載すること。

--

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

令和 年 月 日（法人名）

（代表者名）

※ 当該様式及び項目は、不測の事態に係る理由等の適切な届出等を担保すべく標準例として提示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を禁止する趣旨のものではない。

参照条文

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

改正後	現行
(管理者) 第三条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u> 3 (略)	(管理者) 第三条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。 3 (略)

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 4 号）

改正後	現行
附 則 (管理者に係る経過措置) 第三条 <u>令和九年三月三十一日</u>までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六	附 則 (管理者に係る経過措置) 第三条 <u>平成三十三年三月三十一日</u>までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省

号) 第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。 2 <u>令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第二条」とあるのは「令和三年三月三十一日までに介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)」については、第二条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する」とあるのは「引き続き、令和三年三月三十一日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u>	令第三十六号) 第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。 (新設)
--	--

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）

計2枚（本紙を除く）

Vol.1006

令和3年9月14日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3979)

FAX : 03-3503-7894

老発 0914 第 1 号
令和 3 年 9 月 14 日

各都道府県知事
各市区町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 336 号）が別添のとおり本日告示され、令和 3 年 10 月 1 日から適用することとされたところである。本告示の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 本告示の趣旨

居宅介護支援について、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできる居宅サービス計画の作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限につながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入するため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）において、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、居宅サービス計画の届出等を義務付けることとしたところ、当該厚生労働大臣が定める基準を定めるもの。

第 2 本告示の内容

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 18 号の 3 に規定する厚生労働大臣が定める基準について、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「サービス費」という。）の総額が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合を 100 分の 70 以上とし、訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合を 100 分の 60 以上とするもの。

第 3 適用期日

令和 3 年 10 月 1 日

○厚生労働省告示第 333 号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第 28 号）第 13 条第 18 号の 3 の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 12 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、令和三年十月一日から適用する。

令和二年九月十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第 28 号）第 13 条第 18 号の 3 に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（次号において「サービス費」という。）の総額が介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第 41 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合 百分の七十以上

二 訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合 百分の六十以上

事務連絡
令和3年7月6日

一般社団法人日本介護支援専門員協会 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた
業務継続に向けた取組等のさらなる推進について

平素より厚生労働行政及び防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号。以下「改正災害対策基本法」という。）が成立し、これを受け、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」（以下「取組指針」という。）が5月20日に改定されたところです。この取組指針においては、市町村による避難行動要支援者への避難支援等について、居宅介護支援事業者等の福祉事業者等と積極的に連携していくことが重要であるとされています。

また、令和3年度介護報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続計画の策定等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられたところであり、この取組指針も踏まえ、平時から市町村の防災部局等関係者とも連携して災害発生時の避難先など利用者情報を予め把握することなどにより、利用者へのサービス継続に向けた取組を推進していくことが重要です。

貴協会におかれましても、市町村との一層の連携が図られるよう、下記の平時及び災害発生時における取組について、貴協会会員に周知いただくとともに、貴協会におかれましても、市町村等関係者との連携や居宅介護支援事業所による取組への支援など、下記取組への協力や参画をお願い申し上げます。

記

1. 平時における連携

① 個別避難計画作成への参画

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効であり、改正災害対策基本法において、市町村が個別避難計画を作成するよう努めなければならないこととされた。取組指針においては、「個別避難計画作成等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。」とされており、計画作成主体である市町村

と連携の上、介護支援専門員の計画作成業務への参画に特段のご配慮をお願いします。

なお、令和3年度より、個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされており、福祉専門職等が個別避難計画の作成に参画した際の経費の支給等の取扱いについては、必要に応じ、各市町村の個別避難計画を担当する部署に照会されたい。

(参考) 取組指針 (抄)

第Ⅲ部 個別避難計画

第2 個別避難計画の作成等

1 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

(3) 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

- 避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）から、本人宅や地域調整会議（P.123）、WEB 会議等で情報を把握すること。

2 個別避難計画の作成

(2) 個別避難計画の作成に係る方針及び体制

- 個別避難計画を連携して作成する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等（以下「個別避難計画作成等関係者」という。）がある。このように、庁内・庁外の関係者間の連携を図ることは、個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるために重要であり、そのための仕組みとして推進体制の整備が考えられるところであり、会議体や枠組みを組織横断的かつ庁外関係者にも開かれたものとして整備することも有効であることに留意すること。

(参考) 第Ⅳ部 1. 避難行動要支援者連絡会議（仮称）の設置

- 個別避難計画作成等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。

(4) 個別避難計画を作成することなどについての同意

- 改正法第 49 条の 14 第 1 項ただし書きの規定は、個別避難計画の作成に避

難行動要支援者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことから、市町村長の当該避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務はかからないこととしたものである。

同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要がある。また、改正法第 49 条の 15 第 4 項に基づき、当該避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をする必要がある。

同意を得るためには、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながる必要があることに留意すべきである。

② 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の共有

取組指針において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、居宅介護支援事業者等の避難支援等関係者に対して提供することを促進する必要があるとされている。

業務継続計画に基づく安否確認を有効に行うために、居宅介護支援事業者が避難行動要支援者名簿や個別避難計画の提供を受けた場合には、

- ・ 避難行動要支援者名簿の掲載者について利用者台帳・安否確認シートへ反映
- ・ 個別避難計画を利用者台帳や安否確認シートとともに保存
- ・ 発災時の安否確認方法等について、市町村や避難支援等関係者と事前に検討し、利用者台帳や安否確認シートに記載

等の取組を行うこと。

(参考) 取組指針 (抄)

第Ⅱ部 避難行動要支援者名簿

第 2 避難行動要支援者名簿の作成等

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(1) 事前の名簿情報の提供の趣旨

- 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ、地域の社会福祉協議会や医師会、介護関係団体、障害者団体、難病・小児慢性特定疾病患者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、自主防災組織、自治会等の避難支援等関係者に対して、避難支援等の実施に必要な限度で提供することを促進する必要がある (法 49 条の 11 第 2 項)。

第 3 発災時における避難行動要支援者名簿の活用

3 避難行動要支援の安否確認の実施

- 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されな

いよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる（法 49 条の 12）。そのため、適切に安否確認がなされと考える福祉事業者、障害者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。

また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉事業者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。さらに、令和 3 年度より、居宅介護支援事業者・相談支援事業者含め、全ての介護サービス事業者等に、業務継続に向けた計画等の策定の実施等が、3 年間の経過措置を設けた上で義務づけられたところでもあり、市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉事業者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである。

第Ⅲ部 個別避難計画

第 2 個別避難計画の作成等避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

（２）事前の個別避難計画情報等の提供の趣旨

- 個別避難計画の情報について、災害の発生に備え、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、地域の社会福祉協議会や医師会、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、自主防災組織、自治会、避難先の施設管理者等の避難支援等関係者に対して、事前の提供を促進する必要がある。

③ 市町村の防災訓練との連携

居宅介護支援事業者は業務継続計画に基づき、訓練（シミュレーション）を行うこととされているが、市町村が実施する防災訓練と一体的に実施することも考えられる。

（参考）取組指針（抄）

第Ⅳ部 避難行動支援に係る共助力の向上

7 防災訓練

- 市町村は、考える様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員や消防団、自主防災組織、自治会、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・者の参加を得ながら実施することが適切である。

< 訓練例 >

- ・警戒レベル 3 高齢者等避難の発令や伝達
- ・避難場所への避難行動支援
- ・名簿情報や個別計画情報の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始
- ・発災直後の安否確認
- ・避難場所から避難所等への移送 等

2. 災害が発生し、又は発生するおそれがある段階の連携

① 安否確認

居宅介護支援事業者は、1 ②で事前に検討した安否確認方法に基づき、利用者の安否確認を実施すること。

(参考) 取組指針 (抄)

第Ⅱ部 避難行動要支援者名簿

第3 発災時における避難行動要支援者名簿の活用 (再掲)

3 避難行動要支援の安否確認の実施

○ 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる(法 49 条の 12)。そのため、適切に安否確認がなされと考える福祉事業者、障害者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。

また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉事業者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。さらに、令和3年度より、居宅介護支援事業者・相談支援事業者含め、全ての介護サービス事業者等に、業務継続に向けた計画等の策定の実施等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられたところでもあり、市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉事業者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである。

② 避難所等での対応

利用者が介護サービスの利用を継続する上で、居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、利用者が避難所等(在宅避難を含む)においても必要な介護サービスが提供されるよう、居宅介護支援事業者は、避難所運営者、居宅サービス事業者等と連携の上、必要な支援を行うこと。

具体的な連携内容について、事前に避難所運営者等と検討している場合には、その内容を業務継続計画に掲載しておくこと。また、協定書等を結んだ際には業務継続計画に添付すること。

(参考) 取組指針 (抄)

第Ⅲ部 個別避難計画

第3 発災時における個別避難計画の活用

3 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

(3) 避難先へ到着後の対応

○ 避難先等に到着して以降の局面については、市町村が、被災者支援に関するアセスメント調査票や被災者台帳も活用して要配慮者の情報を防災・福祉・保健・医療などの各分野の関係者で共有し、関係各分野の施策や取組を連携させて支援することが重要である。

具体的には、関連施策である、①都道府県保健医療調整本部による対応、②災

害派遣福祉チーム（D W A T）による対応、③被災者見守り・相談支援事業、④地域福祉計画に基づく対応、⑤居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者による業務継続計画に基づく対応などと関連づけていく必要がある。

（参考情報）

- ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定））

URL：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>

- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月（令和 3 年 5 月改定））

URL：http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3_guideline.html

- ・「介護施設・事業所における業務継続計画（B C P）作成支援に関する研修」

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

〈連絡先〉

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

藤田、近藤、松崎（TEL：03-3501-5191）（直通）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

花房、原、勝田（TEL：03-5253-1111）（代表）

（内線：3996、3979、3936）